

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和5年2月20日(月)
午前9時59分開会
午後0時12分閉会

II 場 所 第1委員会室

III 出席委員

委員 長	岡崎 信也
副委員 長	瀬川 侑希
委 員	種部 恭子
〃	井上 学
〃	永森 直人
〃	武田 慎一
〃	火爪 弘子
〃	稗苗 清吉

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長	廣島 伸一
生活環境文化部次長	水落 仁
生活環境文化部次長	林 誠
参事(県民生活課長)	・水雪土地対策班長 中井 裕
参事(環境政策課長)	中島 浩薫
文化振興課長	伊藤 彰彦
スポーツ振興課長	島谷 達雄
国際課長	吉田 徹
自然保護課長	藤本 治男
環境保全課長	中山 純一
県民生活課くらし安全班長	尾田 和代

スポーツ振興課富山マラソン推進班長

藤本 昭彦

スポーツ振興課武道館等整備班長

加藤 友晴

環境政策課廃棄物対策班長

吉森 信和

厚生部

厚生部長 有賀 玲子

こども家庭支援監・厚生部次長

五十里 栄

新型コロナウイルス対策監・厚生部次長

津田 康志

こども家庭室長・こども未来課長

松井 邦弘

健康対策室長・感染症対策推進班長（感染症対策課）

守田万寿夫

厚生部参事 加納 紅代

厚生部参事 小倉 憲一

参事（厚生企画課長） 今井 義昭

高齢福祉課長 中村 久征

子育て支援課長 川口 恭子

こども家庭室課長・児童相談所等機能強化推進班長
（こども未来課）

安川 賢一

障害福祉課長 杉田 尚美

医務課長 鷺本 洋一

健康課長 久崎みのり

感染症対策課長・新型コロナウイルス対策班長

横山 正行

健康対策室課長 高田 敏暁

生活衛生課長 佐藤 泰志
くすり政策課長 石田 美樹
厚生企画課医療保険班長
北山 務
高齢福祉課地域包括ケア推進班長
中家 立雄
医務課医療政策班長 森安 祐成
医務課医師・看護職員確保対策班長
松原 俊之
健康課がん対策推進班長
荒木美智子
くすり政策課振興開発班長
岩瀬 怜
くすり政策課くすりコンソーシアム推進班長
建部 千尋

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

広島生活環境文化部長

- ・ 2月定例会付議予定案件について

有賀厚生部長

- ・ 2月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

岡崎委員長 2月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになります
が、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点があり

ましたら御発言願います。——ないようでありますので、
以上で2月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

広島生活環境文化部長

- ・令和4年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況

有賀厚生部長

- ・令和4年度サンドボックス予算の執行実績及び予算（案）への反映状況

資料配付のみ

県民生活課

- ・富山県パートナーシップ宣誓制度の運用開始について

自然保護課

- ・死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の陽性事案の発生について

こども未来課

- ・ヤングケアラーに関する実態調査の結果（概要）について
- ・こどもの生活状況調査の結果（概要）について

健康対策室

- ・新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

感染症対策課

- ・県内の感染状況について

生活衛生課

- ・一般公衆浴場の入浴料金統制額の改定について

(4) 質疑・応答

種部委員

- ・こども政策モニター制度の試行実施について
- ・こどもの生活状況調査について

井上委員

- ・高齢者虐待について

永森委員

- ・こどもの生活状況調査の結果について
- ・富山児童相談所の機能強化について

武田委員

- ・ヤングケアラーへの対策と取組等について
- ・産科・小児科の現状について

火爪委員

- ・富山県武道館の基本設計見直しについて
- ・65歳以上の重中度障害者医療費助成の支給方法について
- ・新型コロナの5類への見直しについて

瀬川委員

- ・サンドボックス予算の活用について

岡崎委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

種部委員 質問の前に、今ほど報告のあったサンドボックス予算のことについて少しお伺いしたいと思います。

厚生部のサンドボックス予算の執行実績の御報告の中に、こども家庭室のこども政策モニター制度の試行実施というものがありました。子供たちの意見を聞いて政策に反映させていくということで実施されたのだと思いますけれども、本当に拾い上げなければいけない子供が対象になっているかどうかというところにちょっと疑問がありました。どのような調査をされて最終的にはどのような方を対象に選んだのかということと、これがどういう形で政策に反映されるのか、何かこう、次の政策に資するものがあつたのかということについて、報告いただけるとありがたいです。

松井こども家庭室長 こども政策モニターにつきましては、今年度試行的に実施しておりまして、対象者のほうは、小学校5年生から高校3年生までの方で、ウェブ等で募集し、約200名の方から応募があり登録したところでございます。今年度はテーマを二つ出しまして、一つのテーマの設問数が約20問となっており、登録者の方に答えてもらうという形を取っております。具体的なテーマですけれども、一つは子供の居場所づくり、もう一つは富山の暮らしと情報についてです。

今はまだ取りまとめの集計中でございますが、結果が出ましたらホームページ等に掲載したいと思っております。

種部委員 これから解析ということですので、また結果を見てから政策に反映していただければと思います。最も聞かなければいけない対象は、これから質問もしますけれども、貧困家庭や養護施設の子供たちではないのかと思うのですが、そういった子たちはこのような調査の対象に引っかけない可能性があると思ってお聞きしました。また報告をお待ちしております。

それでは引き続き、通告した質問に移らせていただきたいと思います。

こどもの生活状況調査の結果についてということで、本日報告資料を頂いております。

これまで私も支援の現場におりまして、特にひとり親家庭については非常に厳しい状況にあるということは分かっておりますが、これを数値化していただいたというのは非常に大事だと思っております。非常にいい調査であったのではなかろうかと思っております。

昨年も委員会で質問したかと思うのですが、富山県は、生活保護受給世帯の大学進学率が日本で最低という状況であります。ただ支援制度がないわけではなくて、母子父子

寡婦福祉資金貸付金の修学資金、それから就学支度資金があると思うのですが、そういう制度を知っていると不安がなく進学の夢が持てると思います、これが伝わっていないということが、ひとつ、問題だと思っています。

それから、昨年6月だったと思いますがこの委員会で質問させていただきましたが、貸付金の上限額を超えるとカットされてしまうので、カットされにくいように前期、後期一括にして年額貸与できないかとか、国の制度を超えて県として使いやすいようにいろいろ柔軟な対応というものを考えていただきました。

こういう情報を実際使う方に伝えるのは、まず市町村と福祉事務所だと思うのです。そこに加えて、こういう親子に情報を伝える場所として、今回この調査の中にありました母子家庭等就業・自立支援センター、これはやはり県としてはフラッグシップだと思いますが、このセンターで一元的に支援を行っているのではないかなと私は理解していました。ところが、調査結果を見ますと、この母子家庭等就業・自立支援センターに対して、利用したいが手続きが分からなかったり利用しにくい、と答えた方の割合が若干高かったのです。非常に残念だと思っています。

県はいろいろメニューを用意してくださっているのですが、必要な親子に情報が伝わらない、使いにくい、手続きが難しい、窓口がそもそも嫌いという人が多いです。これまで市町村に相談に行っても、窓口ですごくけげんそうな顔をされたり、難しい書類が書けない方もいます。軽度知的の方も結構多いのです。その支援に時間がかかるわけですが、すごく疎まれる感じがあってもう二度と行かないというのが問題でありました。ですから、このセンターが若干使いにくいと言った人が多かったということは重大な問題だと思っています。

なぜこのセンターが利用しにくいのかということ把握されているかということと、またこのセンターを利用しやすい環境にする、県としては大きな拠点でありますのでね、そういう機関にするためにどう取り組んでいくのかということ松井こども家庭室長にお伺いしたいです。

松井こども家庭室長 今回の調査結果の1つとして、母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ、各支援制度の周知、情報提供のより一層の促進が重要であると再認識したところです。

この各支援制度の周知につきましては、これまでもリーフレットや県のホームページで行ってききましたが、先月、新たに情報サイト「富山県ひとり親支援ナビ」を開設しまして、ひとり親が利用できる支援制度や相談窓口を分かりやすく発信するとともに、情報抽出機能やオンラインでの申請受付機能を付加したところです。

また、母子家庭等就業・自立支援センターについて、この調査結果では、利用したことがない理由として、「利用したいが今までこの支援制度を知らなかったから」と、「利用したいが手続きが分からなかったり利用しにくいから」を選択された割合が、就学援助や生活困窮者の自立支援相談窓口と比較しまして若干高くなった理由ですが、不明でございまして、来年度、県内のひとり親家庭を対象に実態調査を実施して把握したいと考えております。その実態調査の中で、各支援制度の利用状況や利用しない理由、それから支援機関に対する要望、こうしたことについても調査項目に加えまして、その結果を踏まえまして、より利用しやすい支援制度になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

種部委員 実態調査はひとり親の方たちを対象として行われるのでしょうか。

県の制度ですので、市町村からの相談も当然あると思いますし、貸付金については恐らく市町村から県に照会をかけて、そして支給対象になるかどうかを決定していると思います。そういうところに目詰まりがある可能性も私はあると思っていますのですが、調査されるのは、市町村窓口、母子父子自立支援員ですかね。ひとり親の方たちは対象に入っていますでしょうか。

松井こども家庭室長 このひとり親家庭実態調査の調査対象はもちろん、ひとり親家庭の方を抽出調査するのですが、やり方としては、8月に児童扶養手当における現況届がございまして、その受付時に市町村と連携してこの調査を実施してまいりたいと考えております。

種部委員 現況届提出のときですと、当事者の方たちということになるかと思えます。

なぜ使いにくいのか、使いたくても窓口では非常に大変な状況であることがよく分かります。説明にもすごく時間がかかりますし、同行支援が必要なこともあり、非常に負荷がかかっていると思います。そういう状況もぜひ一緒に聞き取っていただきたいと思います。お取組をまたよろしくお願いいたします。

井上委員 今日は高齢者虐待をテーマにしたいと思っています。

昨年末でしたが、11月定例会終了後に厚生労働省のほうから高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法に基づく令和3年度の対応状況に関する調査結果が公表されました。この調査は、平成19年度から毎年度行われているものでありまして、全国の市町村や都道府県で行われた高齢者に対する虐待の対応状況をまとめたものであります。

介護事業所職員による高齢者への虐待が、令和3年度で

は全国で前年度比24.2%増の739件。そして自治体への相談、通報件数は同じく前年度比14%増の2,390件だったということで、ともに過去最多を更新したということでございました。

そこでまず、本県における高齢者虐待の状況をお伺いするとともに、この結果についてどのように県として捉えていらっしゃるのか、中家地域包括ケア推進班長にお伺いしたいと思います。

中家地域包括ケア推進班長 昨年12月23日に公表された調査結果では、令和3年度における本県の虐待相談状況は、養介護施設従事者等による虐待の相談件数は前年度同数の14件、うち虐待と判断されたものが前年度比3件増の4件、また家族等の養護者による虐待では、相談通報件数は前年度比29件減の365件、うち虐待と判断されたものは176件でありました。

また、虐待の種別では、養介護施設従事者等によるものでは身体的虐待が最も多く、次いで介護等放棄、いわゆるネグレクトでございまして、そして心理的虐待の順となっております。養護者によるものでは身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、介護等放棄、経済的虐待の順となっております。

養介護施設従事者や家族からの虐待の相談、通報件数は、年間300件から400件で推移しておりまして、今後高齢化が進展することもあり、高齢者の尊厳保持に必要な取組を強化していく必要があると考えているところでございます。

井上委員 介護施設従事者の件数でいうと、相談件数は前年と同じレベルだけれども、虐待と判断された件数からいうと4倍になっているということですよ。それで、その調査結果を見ますと、本県が、今お伺いしました4件で、人数でいいますと14人でありました。近県を見ましたら、石

川 県は 7 件で 10 人であります。福井県は 2 件で 2 人という
こと、北陸 3 県で富山県の 14 人というのが一番多いわけ
であります。内訳を見ますと、1 軒の特養で 9 人の方に対
する虐待があったという報告になっておりましたので、増
えるのかなという気がしておりますけれども、この養介護
施設従事者、俗に言う介護職員による虐待というのが全国
で大変大きな問題になっております。このことについて県
としては何が原因だと認識していらっしゃるのか、また、
その改善策として介護職員の皆さんへの教育、研修にどの
ような取組が必要かということをお伺いしたいと思います。

中家地域包括ケア推進班長 厚生労働省の調査結果では、養
介護施設従事者の虐待の要因として、まず教育、知識、介
護技術などに関する問題、そして職員のストレスや感情コ
ントロールの問題、虐待を助長する組織風土の順で多くな
っており、これらの背景には人材不足による過重労働、長
引くコロナ禍によるストレス増大といった要因による勤務
環境の悪化といったものが影響しているものと考えられま
す。

県としては、人材確保に向けた様々な取組を行うほか、
介護職員向けに高齢者の権利擁護の重要性や虐待を未然に
防ぐための方策に関する理解を深めるための研修に加え、
介護現場のリーダー向けに事業所内における高齢者の尊厳
保持に資する組織風土を醸成していくための研修が必要で
あると考えているところでございます。

井上委員 やはりスタッフさんの健康管理といったものが大
事だと感じますし、本当に忙しいのだと思うんですね。
組織内で情報共有することも大事でしょうし、職員さんが
相談できる体制の整備というか、そういったものがないと
1 人で抱え込んでしまうという問題もありますし、そして
今おっしゃいましたけれども、本当に人権を尊重するため

にも、やはりスタッフの意識改革というのが絶対に必要だ
と思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたい
と思います。

次に、虐待を受けられた高齢者や家族の皆さんが、あなた
もしくはあなたの家族は虐待を受けておられましたという
ことが判明したとき、はいそうですかというわけにはな
かなかならないわけで、司法のほうへ訴えられる方もいら
っしゃるでしょうし、そういう被害を受けた皆さんに対す
る支援というものがあるのかないのか、ちょっと心配にな
りまして、その点について教えていただきたいと思います。

中家地域包括ケア推進班長 虐待が認められた場合、市町村
において地域包括支援センターや関係機関等と連携し、高
齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、虐待
発生要因や課題を整理した上で被虐待者、養護者、それぞ
れへの対応計画案を作成いたしております。その上で、弁
護士や社会福祉士などの専門家の意見も踏まえ、対応計画
を決定した後、必要な支援を行うということになっており
ます。

具体的には、高齢者の生命、身体的安全確保を最優先と
し、入院治療の必要性の検討など医師の指示に基づき対応
するとともに、必要に応じて被虐待者と虐待者の分離によ
る保護といったものも行っております。また、養護者に対
しては、情報収集により虐待に至った要因を把握し、発生
リスクが低減するよう生活基盤の整備や介護負担の軽減、
そして家族関係の改善に必要となる介入を行うこととなっ
ております。県では、複雑な案件や事業所が広域的に運営
されている場合は、市町村とともに虐待対応を行います。が、
虐待のケースごとに虐待の内容や要因、本人の身体状況や
家族の状況など、総合的に判断した上で、虐待を受けた高
齢者やその家族にとって最善の方法を選択することが重要

だと考えておりました、専門家や関係団体と連携協力しながら、被虐待者となった高齢者や家族の適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

井上委員 結構いろいろな支援が考えられるということで、よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、今後の高齢者虐待防止に向けた県としての対策や取組についてお伺いしておきたいと思っております。

中家地域包括ケア推進班長 県としては、これまで虐待防止に向け、養介護施設従事者等を対象とした高齢者の権利擁護や虐待の未然防止を内容とする研修や、事業所への介護保険法に基づく指導時における虐待防止の指導、県民へ的高齢者虐待防止の普及啓発などの取組を進めてきたところでございます。今後、介護職員に対し、仕事のストレスや感情コントロールなど心の余裕につながる研修内容の実施やICTや介護ロボット導入による介護現場における働きやすい環境づくり、そして、様々な人材確保に向けた取組を充実していくことで虐待防止につなげてまいりたいと考えております。

さらに、虐待の相談及び通報を受け、対応に当たる市町村職員の資質向上を図るため、新たに虐待対応の各段階のスキル習得などを目的とした実務的な研修等に取り組むとともに、権利擁護に関する困難な案件に対応するため、医師、弁護士、社会福祉士など専門家による市町村向けの相談窓口を開設するなど、適切な支援に向けた体制整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

井上委員 施設職員による虐待が4件で、そのほかに家族からの虐待というのが176件だったかな、あるということで、圧倒的に家族等からの虐待が多いわけでありまして。高齢者の方が、長く人生を生きてこられて最後になって虐待を受

けるなんていうのは、本当に悲しい話ですね。私も結構年の母親がいますけれども、そういうことになるとう本当に心が痛いわけでありまして、一日も早くこういった高齢者虐待がなくなることを願っております。

永森委員 私からも、種部委員に続きまして、こどもの生活状況調査の結果についてということで質問させていただきたいと思っております。

種部委員からも話がありましたけれども、こういう実態調査を国のレベルではやっていたいただいていたわけですがけれども、県のレベルでしっかりと調査をしていただいたということは、非常に意義深いことだったなと思っております。感謝を申し上げたいと思っております。

この結果を見させていただいて、所得水準が最も低いといわれる層が全体の中で9%いらっしやったということで、数字自体は小さくない数字だなということを感じましたし、その割合はひとり親家庭になるとさらに大きく増大するというので、ひとり親家庭の厳しさといいましょうか、生活の厳しさということも改めて浮き彫りになったのではないかなと思っております。

そして、そうした困窮している世帯がなかなか支援制度をしっかりと受けていないことであったりとか、また分からない方がいらっしやったりということもまた明らかになったと思っております。

そこで、まずこの結果をどのように受け止めているのか、松井こども家庭室長にお尋ねいたします。

松井こども家庭室長 今般実施しましたこどもの生活状況調査においては、全体としては令和2年度の全国調査と同様に、本県においても世帯収入の水準や親の婚姻状況によって子供の学習生活面などが影響を受けまして、特に最も収入が低い水準の世帯やひとり親世帯が親子ともに様々な困

難に直面していることが明らかとなりました。また、その中でも、委員から御発言がありましたが、支援制度の利用について、保護者の調査として、先ほどひとり親世帯についてはお答えさせていただきましたが、例えば、最も収入の水準が低い世帯では、就学援助の利用割合は3割から4割程度、その支援制度を利用していない理由として、先ほどもお答えしましたが、「利用したいが今まで支援制度を知らなかったから」と、「利用したいが手続きが分からなかったり、利用しにくいから」を合わせた回答が約1割となり、各支援制度をより利用してもらうために情報提供のより一層の推進が必要と考えております。

こうした結果を踏まえまして、全ての子供が幸せな状態で成長するよう、今後さらに子供が社会的自立をするまでの切れ目のない子供施策、支援策を推進していく必要があると考えております。

永森委員 学習の状況のことですけれども、結果の公表後、地元新聞紙にも大きく取り上げられておりましたけれども、大学以上への進学希望というものに非常に差が出ているという結果が出ていまして、中学2年生の全体を見ると47.8%の方が大学以上への進学を希望していたわけでありまして、所得の水準の低い層に限定をすると、これが19.3%ということ、非常に低く出ておりました。また、部活動への参加なんかについても、やはり所得の水準の低い層については参加割合が低かったということもありました。ということは、これは子供に聞いている調査でありますので、子供の意識の問題だと思っております。中学2年生にして、家庭環境を勘案して自分の未来の可能性を自ら閉ざしているようなことがあるとすれば、そこはしっかり手を差し伸べていく必要があると思います。

一方で、調査結果を見ていくと、子供たちに、もしこう

いう施設があれば利用しますかということを探ねる設問があるのですけれども、こども食堂については、中学2年生くらいまでになると、利用したくない、あっても利用はしませんと言っている声が結構多くて、一方で、無料で勉強を見てくれる場所があると使ってみたいという方は結構いらっしやったという結果が分かったのかなと思っています。

先ほども有賀部長のほうからいろいろ新年度の取組も御紹介いただきましたけれども、そうした学習に関する居場所づくりのことももちろんだと思いますし、例えば山梨県では、生活困窮世帯に対して、いわゆる塾に通うお金を実費で支援するような制度を新たに来年度の予算で計上していたりもします。子供たちを取り巻く環境について、やはり今は、塾に通う子が圧倒的に多くなっていたりもしますし、そういうことがやはり子供の学習成績の差となる要因になっているとすれば、その辺の実態をしっかりと把握していく必要もあると思うのです。

そこで、教育委員会とも連携しながら、子供たちに対する学習支援の強化、居場所づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、室長の御答弁をお願いいたします。

松井こども家庭室長 調査結果から、学校以外での学習支援の場やこども食堂などの居場所を望んでいる子供は一定数の割合で存在する、ニーズがあるということが明らかになりました。そういうこともございまして、今後の取組として、先ほど主要事業でも御説明しましたが、一つは学校以外の居場所で子供が学習支援や食事提供等を受けることができるよう、民間団体による居場所の開設や特色ある取組への支援、それからこども食堂が学習支援の要素を取り入れて、子供の居場所、つながりの場として発展できるよう、学習支援ボランティアとのマッチングの実施、さらにこど

も食堂の輪を広げるため、こども食堂の設置促進や各種団体との連携の推進等の必要経費を新年度当初予算案に計上したところでございます。

今後とも、子供やその家庭への支援策として、子供の学習支援の場やこども食堂など地域の中で安心して過ごせる子供の居場所づくりが促進されますよう、教育委員会をはじめ、市町村や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

永森委員 県のほうも新田知事を先頭にウェルビーイングということを県政の中心的な柱に据えて、いろいろな取組を進めておられます。これまで県政運営を客観的に判断してきたものを主観的な指標を含めていろいろ判断していこうということでもあります。

今回の調査結果においても、中学2年生、小学校5年生ですかね、子供たちに生活満足度ということをお聞きして、1から10までの段階で聞いているわけですね。この数字にもやはり収入の大きいか少ないかの世帯によって満足度に差が出ているという結果が出て、中学2年生の子であれば、全体だと72.2%の方々が満足度の高い6から10という段階でしたけれども、これが収入の低い層になると61%まで減少していくという数字が出ていたわけですね。

ウェルビーイングの指標については、いろいろな評価がありますけれども、どう判断するのか、非常に難しいという話もあります。ただ私は、この数字はとても分かりやすいのではないかと思うのです。子供のウェルビーイングというものをどう上げていくのか、しっかり経過を観察していく上でとても重要な調査がこの調査だと思っているのです。

事業費を見ても、ヤングケアラーの調査と合わせて500

万円の予算でやっている事業でありますので、本当のことを言えば、毎年実施してもらってもいいくらいではないかなと思います。こうした調査をやはり定期的にしっかりと実施して、これからも子供の居場所づくりとか、また経済支援をしていただいたりするわけですがけれども、そうした政策の成果が子供の満足度にどうつながっていくのかということをしつかり検証していくということがとても重要だと考えます。

調査を定期的に実施されてはどうかと思いますけれども、松井室長のお考えをお聞きしたいと思います。

松井こども家庭室長 この調査につきましては、委員からもお話がありましたが、最近の子供の生活満足度についても聞いております。その結果、最も収入の水準が低い子供のほうは全体との差が約1、2割あることが明らかとなりました。

県においても、様々なこども・子育て支援策が真に子供の幸福度の向上につながっているのか、その効果を検証していくことが大切であると考えております。

政策効果の検証方法につきましては、委員から御提案のあった定期的な調査の実施も含めまして、こども・子育て施策に総合的に取り組むため、部局横断的な企画立案や政策を推進する、こども未来プロジェクトチームの中で今後検討してまいりたいと考えております。

永森委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、児童相談所の機能強化という質問になっていきますけれども、基本的にはこれまでお話ししてきた流れの中の質問と受け止めていただければと思っています。

富山児童相談所の機能強化に伴いまして、C i C内に仮称ですがけれども、育成総合支援センターを設置するという方針が示されております。それで、主要課題として児童虐

待ということが常に前面に出てくるわけでありましてけれども、他方で今の調査結果を見ると、いわゆる非常に生活的に苦しい貧困層の方々が全体の1割、10%もいるということが明らかになったわけでありまして。先ほどいろんな窓口が分からないという話もありましたし、悩んでいる方、誰に相談していいのか分からないという方々もたくさんいらっしゃると思っておりますし、そうしたことがもしかしたら児童虐待につながっていく根底に流れているというケースもあるかもしれないと思っております。

この新しくできる支援センターについては、困難を抱える子供たちを総合的に支援していくような、そうした機能を持たせる必要があるのではないのかなと思うのがまず1点あります。

そしてもう一つは、誤解であれば申し訳ないのですがけれども、児童相談所というのはやはり相談があって、一つ一つのケースに対処していくということが一番大きな課題だと思いますが、そのことを子供政策の立案にしっかりつなげていけているのかということに対して、自分としては少し疑問がありまして、先ほど種部委員からもいろいろなところに目詰まりがあるのではないかということもお話がありました。いろいろな相談を現場で聞いている、そして聞いていることが気づきになって、それを政策につなげていくということがとても大事だということを考えると、支援をする現場と政策立案をする場所がやはりもっと近い場所にあるということがもしかしたら重要なのではないかと考えるわけです。

そういう意味でいうと、新しくできる支援センターには、相談を受ける機能ももちろん必要ですがけれども、そこから政策立案につなげていく機能までしっかり一体的に持たせていくということも重要なのではないのかなと思います。

部長の御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

有賀厚生部長 富山児童相談所の整備に関しては、先月の検討会の中で新しい基本計画ということで、拠点を2つにするということでした承されたわけでございますけれども、そのうち富山駅前のC i Cビルに整備するほうが御指摘の育成総合支援センターになります。これは仮称なので、もうちょっと親しみのある名前ができればと思っておりますけれども、ここには富山児童相談所のほか、子ども・若者総合相談センター、少年サポートセンター、総合教育センターの教育相談窓口といった県の子供に関する相談機関を集約して配置することとしております。その中では、当然、児童相談所だけではなく、いろいろな情報や相談をしっかりと適切なところで受け止めるという形を目指していきたいと思っております。

開設後は、これらの県の相談機関とともに、既に設置済みの富山市の子育て関係機関等とも連携しながら、様々な悩み、困難を抱える子供や家庭の相談に応じるほか、必要に応じて関係機関とともにアウトリーチも行っていくこと、各相談機関にはそれぞれの強みがございますので、それを生かした総合的な支援ができるという形をつくっていきたい、そこを目指して準備をしていきたいと考えております。

また、こうした相談や支援を通じて見えてくる課題などについては、当然児童相談所だけということではなく、子ども家庭室ともきちっと共有した上で、子供の支援策に生かしていきたいと考えております。

永森委員 せっかく新しいセンターを整備するわけでありますので、これまでできなかったことにしっかり新しく取り組んでいけるような体制にすることをお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。

武田委員 私は2月16日から18日までいわて八幡平白銀国体

で安比高原スキー場のほうへ行ってまいりました。同行された島谷スポーツ振興課長には、富山県選手団の素晴らしい活躍を目の当たりにして、これからの強化費や対策費の必要性について感じていただいたものだと思っております。そしてスキー競技だけではなく、いろいろな競技に対して、富山県としてもやはり遠征費や強化費のさらなる充実をお願いしたいなということも感じたわけであります。

また、氷見高校がセンバツに出場するというところで、大変いいニュースがこの正月から入ってきまして、ぜひ富山県を挙げて応援していこうではないかということをおもっております。このことについても、島谷課長はしっかり把握しておられるので、またいい方向に進んでいこうと思っております。

さて、私からは2問よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずヤングケアラーについて質問いたします。

ヤングケアラー支援体制整備事業ということで450万円の予算措置をしていただきました。

それと、1月に知事に対して、はあとぴあ21さんと一緒に要望した、こどもの居場所づくり推進事業についても、こんなに早く予算措置をしていただいたことに深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。これについては、いろいろなところで、また児童精神科医の先生方に聞いても、不登校やひきこもりで相談に来られる、あるいは診療を受けられる子供たちや親御さんが多いということで、とにかく居場所をつくってほしいという意見が多くあったのですが、機動的でスピーディーな対応をしていただいたことを、本当にありがたく思うわけであります。

そういった子供たちに、ヤングケアラーの調査をしていただいたのが9月でありました。1月31日にそのヤングケアラーに関する実態調査の結果が公表されたわけでありま

す。皆様方もお手持ちの資料があると思いますけれども、中学2年生と高校2年生が対象になったということであり、ヤングケアラーの数は、全国と比べてもほぼ変わらないのかもしれませんが、世話の内容や頻度など、こういったことが全国の事例と少し違っているようなことを思っております。

私自身は、子供の頃は家族の世話をすることもなく、しっかりとした生活環境で生活をしてきたわけでありまして、こういった子供たちがいるという現状はなかなか知らなかったわけですが、こういう調査をしていただいた松井室長には本当にありがたかったなと思うわけでありまして。

お隣の石川県は、もう少し早く調査結果を公表しておられたようであります。

この結果を見ると、自分はヤングケアラーという意識はないということ、あるいはヤングケアラーという言葉も聞いたことがないという話、これは全国レベルの話ですが、そういったこともあり、裏を返せば、私はヤングケアラーではないし、分からないし、ほうっておいてくださいよといったようにも取れるわけでございますけれども、こういった調査結果が出た以上、やはり富山県としても関わっていく必要が非常に高いと私は思うのであります。

県内の実態調査の結果概要が公表されたわけでありまして、今後どのような対策や取組を行っていくのか。またそれらは見えにくく、分かりにくいものなので、特に市町村や学校、民生委員、児童委員との連携が必要になってくるのではないかと思います。それに関して、またお隣の石川県は支援を明文化するということをおっしゃるので、そのことも併せて有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 ヤングケアラーに関する実態調査は公表した

とおりでございますけれども、こういったことを踏まえまして、今後ヤングケアラー支援ネットワーク会議を設置することとしております。その中で、市町村や関係機関向けの研修であるとか、市町村や関係機関、民間支援団体等とのパイプ役となるコーディネーターの配置のための費用が今回の予算案ということになります。また、ヤングケアラーの早期発見、適切な支援につなげるためには、地域の見守りを行っていただいている民生委員、児童委員等の力が大切であると考えておりまして、先日の県民生委員児童委員協議会との意見交換でも、ヤングケアラーに関する連携策について話し合ったところでございます。

また、今後ですけれども、県と市町村の関係課長で構成いたします「ワンチームとやま」連携推進本部のワーキンググループで連携策などについて協議することとしております。今後、市町村や関係機関等と連携しながらヤングケアラーの支援については取り組んでいきたいと考えております。

武田委員 そういったことについて、例えばヤングケアラーについての条例を制定するとか、何か規定を設けるとか、文書化するといったお考えはあるのでしょうか。

有賀厚生部長 現時点ではそのような具体的なところまでは進んでおりません。

これからそういったことを、まずはテーマにして関係者等の意見を聞いていくということなので、今後についてはその中でまたしっかり検討していきたいと考えております。

武田委員 まだまだ分かりにくい部分があるかもしれませんが、こういった現状を放っておくわけにはいかないと思います。少しでも多くの支援を求めるものでありますので、ぜひ分かりやすく県民にも周知をしていただくよう、よろしく願いしたいと思います。

委員長、ここで資料の配付をお願いしたいと思います。

岡崎委員長 許可します。

武田委員 次に2問目の産科・小児科医の現状について、少しお伺いしたいなと思っております。

本委員会には、種部委員という現場の方がおられるので、現場の先生として御意見も求めたいなと思っておりますが、それはさておいて、今、産科・小児科の医師が少なくなっており、医院や病院も減っていくと聞いているわけであります。

配付した資料には、市町村別の産科医の数や、裏を見ていただくと小児科医の数が書いてあります。これは厚生部に調べていただいたものでありますが、産科医の人数を見ると、各自治体には産科医がいない、病院もないというようなことになってきていて、危機感を感じています。

その下に、2021年の県内出生数ということで、これはインターネットで調べたものですが、各自治体ではどんどん子供が減ってきていることがわかります。

私は、産科とか小児科の先生が減ってきて、また、医療機関が減ってくると、やはり安心して子供を産むという気持ち芽生えてこないのかなということを思っておりますし、逆に産科医、小児科医が充実することによって、地元で安心して子供を産もうという気持ちや価値観が出てくるのではないかなと思います。

これらの対策について、有賀厚生部長にお伺いしたいと思います。

石井県政の頃から始まった医学生への手紙、要は一定の条件を満たせば奨学金を返還しなくていいですよという制度を続けていただいておりますが、その成果がほとんど伝わっていないというか、見えてこないと思いますので、有賀部長には大変たくさんお答えいただくわけでありましたが、

どのような対策を取っていかれるのかということと、それと例えば里帰り出産や地元の出産の現状をお示しいただければと思いますので、よろしくお願いします。

難しいですかね。

有賀厚生部長 まず、医師の確保ですけれども、県ではこれまで、富山大学、金沢大学の医学部特別枠であるとか、医学生への修学資金貸与といったところで、産科医や小児科医の確保に取り組んできておりますが、特別枠においてはこれまで産婦人科医を5人、小児科医を5人確保しているところでございます。

また、里帰り出産、地元出産についてなんですが、これは県として統計的な数字を把握していないのですが、例えば新生児聴覚検査の実施状況と本県の出生数の差というところから、里帰り出産については、ある程度あるのだろうと考えております。なお、各厚生センター単位で、管内の周産期医療機関や市町村母子保健担当者が集まって、連携ネットワーク会議というものを開催しておりますけれども、里帰り出産に伴う支障事例などは特に出きていないと聞いています。

県としては、医師の確保については引き続きそうした形、知事からの手紙ということもございまして、私も私で、特別枠の全学年の学生さんとお話するというのもやってみたりしてはいますが、その中でいろいろ、学生さんたちや若手医師の声を聞きながら進めていきたいと思っております。

医療体制につきましては、さっき申し上げたような連携ネットワーク会議もそうですが、今後の周産期体制の在り方、安心安全というのが第一だと思いますけれども、そうであるならば全ての場所でどこでもというのはなかなか難しい、必ずしも両立しないという意見もあると思いますので、そうした実情を踏まえた上で周産期小児医療部会も実

施しておりますので、こうした会議でまたいろいろ検討していきたいと思っております。

武田委員 一定程度の成果は上がっているという捉え方でよかったかなと思っておりますが、やはり大変大事なことだと思っておりますし、今、部長がおっしゃったように若いお父さん、お母さん方も非常にこのことを気にされるということでもありますので、ぜひこれからもいい政策、いい取組をしていただきますようお願いを申し上げます、私からの質問は終わらせていただきます。

火爪委員 今日には3つの課題について質問をさせていただきます。

まず、県武道館の基本設計の見直しについてであります。新田知事が今議会への債務負担行為の提案は見送る、そして基本設計の見直しについて、機能面や場所も含めて検討したい、考える必要があると表明されたと報道されておりますので、私の主張も含めて改めて伺っておきたいと思っております。

まず、基本設計の見直しをどう進めるのかということであります。

振り返ってみると、出発点は2017年、2016年でしょうか、全天候型体育文化施設、大規模スタジアムも含めて、この検討が始まって、県武道館の建て替えを求める要望とドッキングして、4,000人規模の県武道館になったわけでありまして。この検討の過程において、当時の検討委員会の6番目の計画には70億円規模の武道館という案も提案されていたわけでありまして、それよりもランクが高い計画になったということだったと思っております。

約110億円に膨れ上がったわけでありまして、私は当初の規模であった87億円程度でできる計画、県の武道館の建て替えという計画を最も大事にして、設計という水準で終

わるのか分かりませんが、計画を見直したらいいのではないかと考えております。

この見直し方針の基本について、まず伺っておきたいと思います。

加藤 武道館等整備班長 富山県武道館の建設費については、令和3年3月に公表した基本設計では87.4億円と見積もっておりましたが、昨今の資材高騰により、現時点では約25.4億円増の112.8億円程度に上振れするものと見込まれております。現在、基本設計の方向性を維持することを基本として、4階外壁ガラス面の壁面への変更など設計内容を見直した場合、約109.9億円程度になると試算しておりますが、今後の物価の動向によっては一層の上振れも懸念されているところでございます。このため今後、建設費のさらなる削減につながるよう様々な観点から検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

火爪 委員 4,000人規模は見直さないという方針ですか。

加藤 武道館等整備班長 それについても、状況が変わってきておりますので、そういうことも含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

火爪 委員 確認をしておきたいのですが、2月の債務負担行為の提案は見送り、基本設計を見直すと。場所や機能や規模も含めて検討するとなると、かなり大規模な見直しになるのではないかなと思っておりますが、この見直しをいつまでに、どういう段取りを経て行うのか、県議会や県民や武道関係者の意見を出し合える場は、結論が出るまでの間に保障されるのかどうなのか伺っておきたいと思っております。

加藤 武道館等整備班長 現在検討を進めておりますので、今の段階でいつまでというような具体的なことは言えないのですが、検討については、今後議会や関係者の御意見を十分お伺いして進めてまいりたいと考えております。

火爪委員 時期はまだ言えないということでした。

私は基本設計の見直しを歓迎するという立場です。今申し上げました規模も縮小を含めて検討していいのではないかと思っています。何よりも県の武道館の建て替えという目的を大事にして見直したらいいのではないかなと思っていますのが一つ。

もう一つ、12月の委員会で要望していた件ですが、新年度は県のカーボンニュートラル戦略の実施の初年度に当たります。決意を示すという点で大変重要な再スタートの年になるのではないかなと思っています。

県のカーボンニュートラル戦略の、素案段階でありますけれども、今後新築する県有施設については、原則エネルギー使用量50%以上を削減するゼロエネルギー化、ZEBですけれども、ZEB Ready相当以上とし、可能ならばそれ以上の基準である75%以上のNearly ZEBや100%以上削減のZEBを満たすように努めるとされています。

戦略では県の率先行動というのを極めて重視しているわけではありますが、この基本設計の見直しに当たって、このカーボンニュートラル戦略の初年度らしく、ZEB化をしっかりと反映していただきたいと思いますが、改めて伺っておきます。

加藤武道館等整備班長 県庁の率先行動では、新築改築に当たり、最新の省エネ設備の導入や建築物の断熱化、照明のLED化、今後予定する新築建築物については、原則ZEB Ready相当以上とするなどの取組を盛り込み、現在、有識者の意見を聞きつつ検討を進めているところであります。

富山県武道館については、基本設計において、自然換気システムの導入や太陽光発電設備の設置など、環境負荷の

軽減を図った施設の整備を進めることとしております。先ほども申し上げましたが、現在様々な観点から見直しの検討を行っているところであり、Z E Bに関しても、今策定を進めております県庁の率先行動に沿ったものとなるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

火爪委員 Z E B化については、改めて強く要望をしておきたいと思えます。

それで、P F Iについては、我が党はかねてから主張しておりますように否定的な考えを持っております。建設して15年間とか20年間とか、県議会も含めて県のチェックが十分働かない、計画の修正、見直しが働かないというのが最大の理由であります。民間企業は、県民サービスの提供よりも収入、利益を得ることが当然、宿命ですので、県民サービスの上に利益を置くということになりますと、県外の安い資材を使うとか、それから非正規の労働者を使うとか、いろいろな可能性があります。全国的には失敗事例も少なからず発生しているということは、今まで申し上げてきたとおりです。知事は記者会見で、あくまでもP F Iを導入する考えに変わりはないと言っておられるわけがありますけれども、2027年度の開館についても何とか間に合わせたいとも言っておられます。この間、P F Iを採用することによって開館がずっと遅れてくるということになってきたわけでありまして、改めてそういう意味からもP F Iの手法そのものも議論をして、見直していただきたいという立場であります。2027年度の開館を望む武道関係者の声を考慮する面からも、P F Iそのものの再検討も必要ではないかと考えますが、見解を伺っておきます。

加藤武道館等整備班長 富山県武道館の整備については、昨年度の民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、導入方式として実施設計からのP F I - B T O方式を選定したとこ

るです。

P F I方式を選定したのは、V F Mによる定量的な評価だけでなく、民間事業者のノウハウの活用や創意工夫によるサービス向上といった定性的な評価も重視して、財政負担の軽減とサービス向上の両面を総合的に評価し、選定を判断したものであります。

一方で、武道館の構想が初めて語られてから4年ないし5年の時間がたっておりますので、足元では資材や建築費の上昇が生じるなど、状況が様々に変わっていることもございます。こうしたことも踏まえまして、現在県としての考え方を整理するため、様々な観点から検討を進めているところでありまして、委員の御提案のことも含めて検討を進めていく必要があると考えております。

また、先ほどからお答えしておりますとおり、建設費の上振れにより様々な観点から検討を進めているところであり、今議会での債務負担行為の設定は見送ることとなりましたが、そのため、当初のスケジュールから考えますと、非常にタイトな日程となることが見込まれますが、現時点ではP F Iによる整備を実施しても開館時期の課題はクリアできるのではないかと考えております。

火爪委員 基本設計の見直しというのは、改めて重要な作業になると思っています。私はこういう考え方を持っておりますけれども、武道関係者、それから県議会、県民各層の議論を十分保障する、計画をできるだけオープンにして検討を進めていただきたいと思っております。改めて県武道館の基本設計の見直しをどういう方針で進めていくのか、部長の見解を伺っておきます。

廣島生活環境文化部長 昨今、報道等でもいろいろ取り上げられておりますが、私どもとしましては、基本設計の検証を行っていくということかと思っております。今ほど基本

設計の見直しとおっしゃっておられましたが、結果として直らないかもしれないし、直すかもしれない。そういった様々な御意見をいただいておりますので、今ある基本計画なりについて検証を行い、そこで結果が出てきたときには、今ほど言われたように、関係者の方々の御意見はしっかり聞く。そういう場の設定というのは、これは必然的に必要だろうと思っております。そういった感じで進めさせていただければと思います。

火爪委員 基本設計の見直しの前に、基本設計の検証をしているというお話でした。基本設計の検証をして、見直しが必要であれば基本設計の見直しをする場を設定することも含めて新たな議論をするという、２段階ということですね。

広島生活環境文化部長 現時点ではそのように理解しております。

火爪委員 ちょっとよく分からなくなってきました。

知事が記者会見でいろいろおっしゃっていることが、そういうことなのかと、少し見えたこともありますし、先ほどの班長の答弁の中では、4,000人規模も検証の対象になる、場所、予算額も検証対象になる、ZEB化も、前向きな答弁だったとこれは受け止めているのですが、これも検証対象となると、かなり議論が多岐にわたると思います。2月議会では各会派からいろいろな議論があると思うんですけども、できるだけしっかり基本設計を見直していただきたいと要望して、このテーマは終わりたいと思います。

次に移ります。

65歳以上の医療費無料化の助成方法の検討についてであります。これは、昨年9月の県議会の一般質問で取り上げていたテーマです。かねてから私たちは、県単医療費助成制度は基本的に窓口無料、現物給付にすべきだと主張してまいりました。子供の医療費はほぼそう動きましたが、特

にひどいのが、高齢障害者の医療費助成方法です。65歳までは窓口でお金を払わなくていい現物給付になっているわけでありまして。65歳になると途端に、一旦お金を払わなければいけない、煩雑な手続をしなければならないという償還払い制度になるわけでありまして。私たちはずっと以前から、どうして年を重ねて体が不自由になったら煩雑な作業を求められるのか、矛盾ではないかと主張してまいりました。

「ワンチームとやま」連携推進本部会議でこの問題が議論になりまして、そこでは、この制度はよくない、償還払い制度を脱却するというを確認したわけですね。その後、現物給付にするのか、償還払い振込制度、手続は必要だけれども銀行に後でお金を返すという制度にするのかということ、9月議会の部長の答弁によれば、各市町村が決めることになっていました。ところが、その後、各自治体の議会で我が党の議員が質問で取り上げたり、働きかけたりしましたら、県が主導してシステム変更を含めてやってほしいと。それぞれの自治体が独自に判断はできないという自治体が多かったわけでありまして。

富山市は以前から窓口無料制度を実施しております。ぜひ窓口無料制度になるように、南砺市が昨年度から償還払い振込制度を採用したというので、県からこっちにしないでほしいとはなかなか言いづらかったと思うのですがけれども、それも含めて、一日も早く窓口無料制度、現物給付になるように強く要望をしておきたいと思っております。

今後について、期限も含めてどうなるのか、確認をしておきたいと思っております。

中村高齢福祉課長 65歳以上の重中度障害者に対する医療費助成の支給につきましては、市町村の判断で決定すべきものでございまして、現在、市町村において支給方法等、移

行時期の検討を進めているところでございますが、新年度早々にはその方向が見えるのではないかと考えております。

今年度はワーキンググループをこれまで3回開催いたしまして議論を深めてきたところでございますが、この間、県では会議開催はもとより、支給方法ごとのメリット・デメリット表を市町村へ提供するなど、自治体内で議論が進むよう努めてきたところでございます。

また、支給方法の移行に伴うシステム変更につきましては、実際にシステムを使用しておられます市町村の知見やノウハウが欠かせないこともございまして、近く制度やシステムに精通する職員によるチームを立ち上げまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

火爪委員 新年度早々結論が出るということでした。国保連合会のシステム変更も進むということで、期待できるのではないかなと思います。ぜひ一日も早く前に進むように要望しておきたいと思います。

富山市は以前から窓口無料制度になっているわけであり、ところが、県立中央病院など県立の病院がいまだに償還払い制度になっていることについての批判の声が上がっております。県立中央病院では、障害のある家族の手續に別の家族がわざわざ行かなければいけないということで、同じ富山市の医療機関でどうして県立はこんなにひどいのかという声が上がっているわけであり、市町村の判断で決めることという答弁がありましたけれども、県自身が主体になって判断をすべきところがここにあるのではないかと考えています。県立病院についてもぜひ一日も早く窓口無料にしたいと思いますがどうでしょうか。

中村高齢福祉課長 現物給付方式が採用されていない中央病院を含めた富山市内の4つの病院につきましては、支給方法が異なる市町村からの多くの患者が集まることが要因の

一つと考えられますので、引き続きシステム変更の検討と並行いたしまして支給方法の円滑な移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

火爪委員 いろいろな自治体から集まっているかもしれませんが、県の責任で改善をすることができるわけで、いつをめどに改善をされるのか。めどを伺っておきたいと思えます。

中村高齢福祉課長 支給方法の在り方の検討を進める中で検討してまいりたいと思えます。

火爪委員 分かりました。

ぜひ、一日も早く実施していただきたい。県立病院ですので、県のイニシアチブを発揮してやっていただきたいと思えます。期待をしておりますので、よろしく願います。

次に移ります。

新型コロナの第5類への見直しが5月8日に予定をされております。ところが医療費、薬だとかワクチンの費用だとか、今は無料ですが有料になる可能性があるというのが県民にとっては最大の不安材料であります。もう一つは、入院や診療といった医療体制がちゃんと万全になるのかどうかと、これも不安であります。

私は、この2つは大変大きなテーマだと思っております。

国は5月8日と期限を示していますが、すぐに有料にはしないと、それはもちろんそうなっているわけでありませうけれども、今度の予算編成についても大変不都合なことになっているわけでありませう。検討すべき現実的な課題が余りにも多い。この段取りを示さないまま結論だけを宣言するやり方はいかかなものかと思えます。岸田首相は5類への移行を宣言して、有識者会議に検討を求めるという段取りだったわけです。私はやはり有識者会議の検討を求めて、

その中で幾つかの各論についても検討して、5類移行の時期を示すというのが順当な段取りだったのではないかなと思っています。3月を待たないと具体的なことが国から示されないということでは、現場は大変だし、地方自治体としても苦勞が多いのではないかなと思っています。

幾つも論点があるのですが、今日は医療体制のことについてだけ伺っておきたいと思います。

これまで新型コロナウイルス感染患者を入院させた医療機関は全国に約2,000施設といわれております。そこには、御存じのように、入院外来診療にも診療報酬の特例加算や病床確保料の措置など様々な支援措置が行われてきたわけであり、これが段階的に見直されるとされています。今まで無理して新型コロナ診療に当たってきた公立病院などは、その体制を縮小することになるのではないかと思います。その分を全国の一般の医療機関が担わなければいけない。全国の医療機関のうち半分くらいの4万2,000施設で発熱外来の開設を担当してきました。ただ、発熱外来を担当していたところも大変な思いをして担ってきたわけですよ。新型コロナの分類が5類になったからといって感染力が弱まるわけではない。感染力の強い患者さんの診療を行うに当たり、これまでどおりの診療報酬や支援が行われるのかと様々な不安の声が、今、現場から上がってきています。

私は、5類への見直しに対する現場の声を国に届けるために、県にぜひいろいろ頑張ってもらいたいと思っています。特に県内の医療機関などに対して聞き取り調査をやっていたら、検査や診療、入院体制を確保するために何が必要なのかということをよくつかんでいただき、一刻も早く国に強い働きかけを行っていただきたいと思っています。5類の見直しに向けて、課題をどう把握しているのか、伺っておきます。

横山感染症対策課長 国のほうからは、5類になった後の医療提供体制については3月上旬に具体的な方針や、段階的な見直し方法などを示すということはもう決まっています。全国知事会と日本医師会のほうでは早速、今からだと遅いので2月8日に連名で医療保健現場の意見を反映させるための共同声明を出しております。

具体的には、医療機関の感染防御対策に必要な支援や診療報酬の加算等を一定期間継続すること、そして今委員から御紹介がありましたように、これまで感染患者以外の診療を分担してきた医療機関の理解や協力が得られるように、丁寧な周知や十分な支援を行ってくださいということ。さらに、幅広い医療機関での入院受入れ体制が整備されるまでの一定期間については、十分な病床を確保するとともに病床確保の支援を国費で行うことなどを求めています。

医療現場の御意見や御要望については、この共同声明の中におおむね反映されていると考えておりますので、全国知事会とも連携して、国にこの実現を働きかけているところでございます。

火爪委員 通告はしておりませんが、5類への見直しにどう対応するか、部長の見解を伺っておきたいと思えます。

さっき、今の医療機関に対する支援の話を取り上げましたけれども、5類への見直しに当たって、様々な課題が山積していると思っています。国の具体的な医療機関への方針は3月に示されるということでありませぬけれども、県厚生部としては、この5類の見直しに当たってどういう覚悟で、どういう課題を意識しながら取り組んでいこうと思っているのか、お願いいたします。

有賀厚生部長 私も他県の似たような立場の方や内々でも情報交換はよくしているのですけれども、例えば医療の中身について、特に富山県の場合は、入院の調整なんかは他県

と比べてもすごく進んでいると思います。もちろん病床確保料であるとか、診療報酬とか、そういった全国的なものに関しては当然国のほうから出てくるものを待つしかないのですけれども、余りそれにこだわらずに、通常医療にできるところはしていく。また、その中で現場の方々がお困りのところについては取り組んでいこうと思います。

国が決めないとできないというわけでもないものに関しては、早め早めに、できるところから通常の状態に戻していくということは考えております。

火爪委員 今議会でもいろいろな意見が出ると思います。しっかり取り組んでいきたいとします。

瀬川委員 私からは、本日報告のあったサンドボックス予算について1問お願いします。

サンドボックス予算は昨年度から始まりまして、新たな課題に迅速、果敢に対応していくという目的で設置されたものです。

執行実績を見てみますと、令和4年度で、生活環境文化部は236万円、厚生部は360万円と本日報告されました。昨年度はどうだったのかと見ると、生活環境文化部で690万円、厚生部で300万円。各部局に1,000万円という枠があるのですけれども、正直、余り使われていないなという印象を受けます。

一方で、新年度予算案も本日は示されましたけれども、新年度予算案に新規事業として1,000万円以下のものが幾つもあるわけです。

本来、サンドボックス予算のほうが始めやすいのかなというような印象もあったわけですが、実態を見てみると新年度予算案のほうにやりやすさを感じて、サンドボックス予算が使いつらいのかなという印象も受けます。いい制度だと思いますので、積極的な活用を図ってほしい

なと思っています。また一方で、県庁を離れていろいろな地域や市民が開催しているワークショップなんかに行くと、県庁の職員の方も結構出席しておられて、意見を頂くこともあれば、自分たちでこういう事業をやっていきたいと発表される姿を見ることもあります。こういう方やメンバーから出るアイデアを、もうちょっと発掘するような工夫が必要ではないかと思いますし、あるいはサンドボックス予算が1年間で部局に1,000万円ですが、この上限が低いのであれば、それは私たち議員側から財政課にかけ合うようなことも、協力してやっていく必要があるのではないかと思います。

そのような提案も含めて、両部長に、職員からもっとアイデアが出る工夫、積極的に使うための方向性やお考えをお聞きしたいと思います。

広島生活環境文化部長 サンドボックス予算の目的は、今、委員が言われたとおり、新たな課題にスピード感を持って対応するというところでございますので、問題は対応すべき課題にしっかり対応できているかということになるかと思います。

課題を把握して、その検討結果としてサンドボックス予算の活用になったり、補正予算になったり、当初予算になったり、予算の活用をしなくてもいい課題もあったであろうと思います。そういうようなことから考えますと、課題の把握やそれへの対応の仕方というのが工夫すべき1つのポイントとなってくるのだらうと思います。そうすると、ちょっと当たり前のことなのかもしれませんが、意識改革というようなこともあって、難しい面もあるのかなと感じたところでもあります。

県の取組としましては、先週、予算発表に併せまして、令和5年度県庁活性化策というものが出されております。

その中では、「組織の活性化と多様な人材の活用」ですとか、「職員の育成・確保」、こういった観点から「プロジェクトチームの拡充」ですとか「庁内複業制度」、またこのほか、特に若手職員に対しては「ジョブチャレンジ制度」というような取組が示されております。そのような取組に、積極的にチャレンジできる環境を私どもとしてはどんどん整えていかななくてはならないということだろうと思います。

経営管理部的な答弁はこういうことなのだと思います。

もっと身近に考えますと、やはり隣の同僚の方が日々どういう仕事をしているんだ、隣の係がどんな仕事をしているんだ、隣の部、課がどんな仕事をどんなやり方でしているんだというようなことを、ちゃんと見て自分の仕事に当てはめて考えてみると。そういった考え方というのは必要なのではないかなと感じているところでございます。こうしたことなどで、いわゆる多様化する課題に対応できる人が育っていけばと感じるところでございます。

有賀厚生部長 厚生部所管の民生、衛生業務の特質として、県民の健康・福祉・医療を守る、県民生活に密着したというか、そのものを左右するような分野が多いということや、国の法令等に基づいて対象事業が決められる義務的な経費が占める割合が多いということがあります。また、サンドボックス予算の趣旨であります年度途中での試行的というか、試行錯誤的なものに、なじむ事業が必ずしも多くないという背景がございまして。年度途中の状況変化とか、新たに発生した課題等への対応が必要な場合には、補正予算計上であるとか専決処分によって対応してきたということもございまして。と言いつつ、私が来たのは去年7月でございましてけれども、このサンドボックス予算という枠組みを知って、今回の三事業のうち二つは、私が、これができるのではないかとということでお声がけさせていただいたものだ

ったりはします。

そういうこともありますので、来年度も引き続き、部内職員がアイデアを出しやすい環境づくりに努めるということ。それと定例の、もともと部課長会議なんかはやっていましたので、その場を使ってまたいろいろ聞いてみると。その中で、こういうことがあるのではないかと共有したり、私も今回、二つに関して使わせてもらったというか、これやりたいけれどもどうだといったときに、この枠予算が使えるのではないかということをお教えしてもらって実施したりもしたので、声かけしながら、常に事業化の可能性を視野に積極的な活用を図られるように努めていきたいと思っております。

瀬川委員 両部ではないですけれども、私たちがいろいろな提案をするときに、予算がないからできませんと言われることも多いわけですが、一方で、こうやってまだ使える財源があるものもあります。職員には、こういうことをやってみたいと思っている方が結構いらっしゃると思いますので、ぜひ部内の職員からアイデアを吸い上げるような体制、工夫を来年度に向けてより一層、取っていただければと思います。

岡崎委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

岡崎委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等がございますか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。